

外部評価等に係る要領

2024年 6月28日 制定

(目的)

第1条 本要領は、設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）の規則第27条の外部評価について定める。

(業務)

第2条 本委員会は、民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価に係る評価プロセスの運営・維持について評価を行うための外部評価委員会を置く。

2. 外部評価委員会は、本委員会とプロセス評価委員会により審議・承認された民間規格等の制改定プロセスが、民間規格評価機関の要件（2. 要件（3）評価プロセス）を満たした上で適切に運営・維持されているかを審議する。
3. 外部評価委員会は、審議の結果を本委員会、プロセス評価委員会に報告する。
4. 本委員会とプロセス評価委員会は、審議の結果を受けて、必要な改善策等をこうじなければならない。

(構成)

第3条 外部評価委員会の委員は、学識者、弁護士の2名を必須とし、民間規格等に関係する分野から1名を任意で任命して構成する。なお、委員は、本委員会及びプロセス評価委員会に所属しない者とする。

2. 民間規格等作成団体の委員は、外部評価委員会の委員になることができない。

(委嘱)

第4条 外部評価委員会の委員は本委員会の委員長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。また、委員は委嘱時点で70歳未満とする。

(委員長)

第5条 本委員会の委員長が委嘱する。

2. 委員長は会務を総括し、また外部評価委員会を招集し、その議長になる。

(議事)

第6条 外部評価委員会による評価は、年1回開催する。ただし必要な場合は、随時開催

することができる。

2. 外部評価委員会は、全委員の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による決議を行うことができる。
3. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。
4. 外部評価委員会への出席については、委任状または代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(議事録)

第7条 外部評価委員会は審議内容を議事録として記録し、本委員会の事務局が保管する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他規定されていない事項)

第9条 この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則1 (2024年 6月28日)

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。